

丸亀市財政健全化計画第9改定（平成22年9月）

I 今回の改定は、下記の内容を主とします。

- 1 平成21年度については、決算額を計上します。
- 2 平成22年度については、9月補正後予算を基本に前年度からの繰越事業分を加え、計上します。
- 3 平成23年度以降については、現時点で平成22年度以降の国の各制度改正や本市の状況などの動向が把握できる内容には修正計上しますが、その他については、平成22年度の制度が継続されるものとして、決算見込みを勘案して計上します。

※ 合併特例債事業について

安全安心のまちづくりに係る教育施設、防災関連施設、コミュニティ施設などの整備については、引き続き合併特例債の活用事業として推進しますが、まず、第一に国県補助事業等を活用し、特別財源を除く部分について合併特例債を発行します。

また、計上にあたっては、総合計画の実施計画とリンクし毎年事業内容を精査し、合併支援期間内（H17～H26）に事業実施するものとしますが、平成23年度以降各年度の事業費は、総事業費360億円から平成22年度までの実施事業費192億92百万円を引いた残事業費167億08百万円を4年間で割った年間41億77百万円とします。

II 平成22年度の状況

- ※ 平成22年度は、9月補正後予算額を基本に、きめ細かな臨時交付金事業費など平成22年度繰越事業費（6億38百万円）を加え、決算見込みを勘案して修正します。

歳入について

- 1 市税は、個人市民税、固定資産税において、平成22年度当初調定がほぼ確定したことにより修正します。法人市民税については、大幅な減額を予測していましたが、一部企業の業績が好調なことにより5億90百万円の増、また、固定資産税において、償却資産に当初予想していたほどの大きな減額がなかったことから、市税全体で6億14百万円の増額を計上します。
- 2 地方交付税は、普通交付税の交付決定額を、特別交付税については、平成21年度決算額を参考に計上します。
- 3 地方譲与税・交付金は、交付決定額及び見込額を計上します。
- 4 分担金・負担金及び使用料・手数料は、当初予算額を計上します。
- 5 国・県支出金は、9月補正後額に、平成21年度からの繰越額を勘案し計上します。
- 6 繰入金は、財政調整基金については、国保会計に対する繰入追加相当額の1億20百万円を増額し、その他は当初取崩額を計上しています。
- 7 諸収入などは、競艇事業における前年度決算剰余金について4億円を追加補正することにより、平成22年度は合計5億円の収益事業収入となります。
- 8 市債は、平成21年度事業が確定したこと及び9月補正による追加補正により増額します。
- 9 前年度繰越金は、純繰越金を計上します。

歳出の状況

- 1 人件費は、早期退職者の増加により退職金において増額となります。
退職金（8億32百万円→13億32百万円）。
- 2 扶助費は、9月補正後予算額を計上します。

- 3 公債費は、平成 21 年度発行額・利子の確定額により計上します。
- 4 物件・補助・維持補修費は、9 月補正後予算に執行段階での事業精査による削減分を含むものとします。
- 5 繰出金は、当初予算に加え、国保会計に対して 1 億 20 百万円を累積赤字補てんとして追加繰出します。
- 6 投資的経費は、9 月補正後予算額に、繰越事業を勘案して計上します。

収支及び基金について

21 年度決算確定による繰越金（10 億 73 百万）、競艇事業前年度決算剰余金（4 億円）、法人市民税（5 億 09 百万）などについて、当初予算より合計 20 億円ほどの増加が見込めることにより、15 億 56 百万円の基金を積み立てます。これにより基金総額が 66 億 20 百万円となり、8 次改定より 12 億 36 百万円の増加となります。

Ⅲ平成 23 年度以降の状況

※ 平成 23 年度以降の試算にあたっては、マニフェストに対する現政権の考え方について、未確定な部分があり、さらに、円高、デフレの克服に向けての総合的な取り込みと、公共投資、社会保障制度など国の制度の大幅な改正が見込まれますが、第 9 次改定の策定時点（平成 22 年 9 月現在）では、制度改正の詳細な把握は難しいため、内容が既に示されている制度を除き、平成 22 年度当初における制度（税制、地方交付税、国庫補助等）が継続することとして計上します。

歳入の状況

- 1 **市税**は、平成 22 年度当初予算を基本に計上します。
 - ① 個人住民税は、景気の動向や、大量退職の影響など、予測が難しいところですが、平成 23 年度以降は平成 22 年度決算見込みと同額の 48 億 64 百万円を計上します。
 - ② 法人税は、平成 22 年度には、一部企業において増収がありましたが、平成 23 年度以降は、5 億円減の 15 億円を計上します。
 - ③ 固定資産税は、新築家屋増加等により、家屋において平成 22 年度決算見込み額より 1 億円/年の増を見込みます。ただし、平成 24 年度は、3 年毎に実施する評価替えにより減額（2 億円）とします。
- 2 **地方交付税**制度は、現時点では平成 22 年度交付決定額及び平成 22 年度地方財政計画を基本にしていますが、特殊事情により増減します。
 - ① 地方の財源不足を補う臨時財政対策債制度の時限措置が、平成 16 年度～平成 18 年度から平成 19 年度～平成 21 年度まで延長されました。さらに平成 22 年度の単年度の措置として継続され、平成 22 年度は大幅な増額となり、24 億 67 百万円を計上しました。平成 23 年度以降についても継続されるものとしますが、金額については、未確定なため、平成 20 年度並の毎年 10 億円を計上します（今後の動向把握必須）。なお、基準財政需要額に算入される償還金の理論償還額を修正します。
 - ② 平成 22 年度においては「地域活性化・雇用等臨時特例費」の別枠加算、及び平成 21 年度の別枠加算のうち地域雇用創出推進費以外について加算が継続されたことにより臨時財政対策債を含めた実質的^①地方交付税の総額は 17.3%の大幅な増額となり、三位一体改革などによる地方財源圧縮施策から一応の転換が図られました（今後の動向把握必須）。
 - ③ 財政健全化計画期間（H17～H26）終了に併せて、地方交付税の合併算定替（合併がなかったものと仮定し、旧 1 市 2 町ごとに算定した合算額を保障）期間が終了し、5 年間（H27～H31）で段階的に削減されるため、減額分（5 年間の総額で約 27 億 50 百万円）の財源確保が必要とな

ります。

- ④ 特別交付税は、合併支援措置が終了した平成 20 年度において、旧 1 市 2 町の合計額程度が確保されたことにより、平成 20 年度決算額（4 億円）を基本とします。
- ⑤ 地方交付税の試算方法としては、平成 21 年度の交付額から、合併特例債及び臨時財政対策債の償還費を除いた額 51 億 33 百万円を基本として、以下の額を増減して算出します。
 - (ア) 合併特例債活用事業を平成19年度から本格的に実施するため、後年度において元利償還金の70%を交付税措置として計上します（借入金に対する償還計画を作成し管理します）。
 - (イ) バブル経済崩壊後の国の総合経済対策として採用された旧地域総合整備事業債などの事業費補正が終了することに伴う減額を計上します。
 - (ウ) 税収の減収に伴い、平成23年度以降、前年度と比べた減収額の75%を計上します。
 - (エ) 臨時財政対策債償還費として理論算入額の100%を計上します。
 - (オ) 野球場、辺地債など今後公債費として交付税措置される額を計上します。
 - (カ) 平成22年度から中讃広域行政事務組合で施行したごみ処理施設関連の起債償還が終了することに伴い、清掃費において50%算入されている事業費補正を減額計上します。
- 3 **繰入金**は、歳入歳出のバランスを図るうえからも慎重に対応し、基金の延命化を図ります。
 - ① 合併振興基金(H17 年度積立分)について、平成 22 年度から制度の弾力化により前年度償還額分が翌年度で繰入れ可能になり、本市のコミュニティ活動などに対する財源として充当します。
 - ② 保育所、幼稚園、小中学校などの整備について、国県補助金や合併特例債を活用したのち、教育文化体育基金や地域福祉基金からの繰入金を行います。
 - ③ 平成 24 年度までに、国保特会の累積赤字を段階的に解消するための繰出金の財源として財政調整基金から 2 億 98 百万円の取り崩しをします。
- 4 **諸収入など**は、平成 22 年度当初予算額を基本とし、特殊事情を各年度に計上します。
 - ① 平成 23 年度以降、競艇事業からの繰入金は当初予算計上分 1 億円、利益剰余金分 1 億円で計 2 億円を計上します。
- 5 **市債**は、後年度で負担増になる可能性があり、慎重に取り扱います。
 - ① 合併特例債は、歳出に計上した事業費に基づき特定財源(国県支出金)を除く 95%を発行します。
 - ② 退職手当債は、毎年度の決算見込みと退職手当基金などの状況を見極め、歳出の徹底した見直しやその他財源の確保に努め、極力発行しません。
 - ③ 合併特例債事業を除く一般事業の市債の発行は、県自治振興資金の借入枠の削減や、後年度の公債費の増加を勘案し、交付税措置の有する市債の発行を優先し、極力発行を抑制します。
 - ④ 平成 25 年度までに野球場及び補助対象航路使用船舶の建設に係る市債を計上します。

歳出の状況

- 1 **人件費**は、平成 22 年度当初予算を基本とします。
 - ① 職員給与等には、普通会計に係る人件費、特別職給、議会議員報酬、その他行政委員等報酬を含んでいます。
 - ② 退職者数は、現時点における退職予定者により修正計上します。退職金は一人当たり 25 百万円/年とします。
 - ③ 新規採用者数は、平成 23 年度から以降は、前年度末の退職者総数の 1/2 を計上します。また、給与額は一人当たり 350 万円/年とします。
 - ④ 職員給については、平成 22 年度当初予算額における職員給、手当の合計から新規採用者相当額を控除した平均を 670 万円/年として計上します。
- 2 **扶助費**は、平成 22 年度で少子化対策として子ども手当の創設など、支給額の拡大など大きい改正がありました。

- ① 国の大幅な制度改正が想定されますが、現時点では平成 22 年度の現行制度が継続するものとします。なお、子ども手当については、平成 23 年度以降は満額支給とし、地方の新たな財政負担は生じないものとします。
- ② 社会保障関係(医療・福祉等)経費の増加は、対象者の増加などにより著しいものがありますが、単独扶助経費の節減等を実施し抑制に努め、50 百万円/年(国県 1/2 補助)の微増とします。
- 3 **公債費**は、平成 26 年度までは、平成初期の既借入分について償還が完了する事業が多く、減少傾向にありますが、合併特例債活用事業等(事業費約 360 億円)の実施により平成 25 年度以降で公債費が増加しますので、特に平成 27 年度以降の起債残高及び償還計画の慎重な管理が必要です。
- ① 公債費の推移は、既借入(通常)分については、償還が完了する市債が多く減少しますが、合併特例債の発行に係る元金償還の開始により、平成 25 年度から約 10 年間において増加(最大約 54 億円)します。ただし、合併特例債の元利償還については、交付税措置があります(70%措置)。
- ② 市債の年度末残高は、公債費の推移と同様に既借入分の償還完了に伴い減少しますが、合併特例債の発行により平成 24 年度から平成 26 年度までの間がピークとなります(約 450~500 億円)。
- ③ 合併特例債総事業費の変更により、平成 22 年度以降の借入額を変更します。
- 4 **物件費・補助費等**は、集中改革プラン等により経常的な経費を中心にコスト削減に取り組みますが、今後、民間移譲等が進むと委託経費が増加します。
- ① 第 6 次改定で補助費に計上した後期高齢者医療療養給付費 9 億円は繰出金に移行します。
- ② 平成 22 年度から中讃広域行政事務組合への負担金が、起債の償還終了に伴い減額となります。
- ③ 維持補修費は、平成 22 年度当初予算と同額とします
- ④ 物件費は、事業内容の見直しにより経費削減に努めますが、給食業務やごみ処理業務の民間委託などの増額要素があり、平成 22 年度当初予算と同額とします。
- 5 **繰出金**は、繰出基準により行いますが、各特別会計での取り組みにより増減します。
- ① 下水道事業は、事業費の抑制に努め毎年 7 億 6 千万円を計上します。
- ② 平成 19 年度までは普通会計で執行していた介護サービス関連経費は、平成 20 年度から特別会計において執行することから、毎年 43 百万円を計上します。
- ③ 後期高齢者医療特会への繰出金 2 億 59 百万円を計上します。
- ④ 駐車場特会への繰出金は、公債費の減少により平成 22 年度以降は計上しません。
- ⑤ 老人保健特会への繰出金は、制度の廃止により平成 22 年度で終了します。
- ⑥ 農業集落排水特会への繰出金は、公債費及び維持管理経費について毎年 1 億 15 百万円を計上します。
- ⑦ 国保特会における平成 21 年度末の累積赤字予算については、まず、適正な税率、徴収率の向上や医療費の抑制に努めることを基本としますが、国保運営安定化計画に基づき平成 24 年度までの間に、追加で 1 億 20 百万円を繰出することにより、段階的な解消を目指します。
 なお、単年度の赤字補てんについては、平成 21 年度より毎年度 1 億 78 百万円を計上します。
- 6 **投資的経費**は、引き続き合併特例債を有効に活用し、補助対象事業を除き、緊急維持補修を最優先し事業費の抑制に努めます。
- また、合併特例債を活用した事業計画については、総合計画の実施計画の中で事業の内容(実施年次、事業費など)を見直し変更を行います。
- ① 教育施設などの耐震化(改築を含む)事業は、国の耐震対策に対応し、できる限り前倒しで事業に取り組めます。
- ② 幹線市道の整備について合併特例債の発行が可能になり、現在、進行中の中津土器線などのま

ちづくり交付金事業の補助裏について合併特例債を活用します。

- ③ 小中学校、幼稚園、保育所整備などの耐震補強事業は、できる限り合併特例債を活用して推進します。
- ④ 平成 22 年度以降の事業費は、平成 22 年度～平成 26 年度までの事業費残（総事業費 360 億円から平成 22 年度までの事業費 192 億 92 百万円を除いた額 167 億 08 百万円）を 4 年間で割った事業費 41 億 77 百万円を計上します。
- ⑤ 合併特例債活用事業以外の一般事業として、平成 22 年度以降、施設の維持補修経費を中心に最低限の毎年 19 億円を計上します。
- ⑥ 一般事業以外の事業として平成 26 年度までに道路整備として毎年 1 億円、平成 23 年度までの 2 年間に補助対象航路使用船舶購入として 4 億 73 百万円、平成 25 年度までの 3 年間に野球場建設として 13 億円を追加計上します。

収支及び基金の状況

平成 23 年度以降の収支は、人件費に減額が見込めること、さらに、扶助費・物件費・補助費についても増加を最大限抑制したことにより、各年度においても 8 次改定と同程度の黒字を確保できる見通しとなります。なお、地方交付税の合併算定替の終了（平成 32 年度以降）及び合併特例債の終了（平成 27 年度以降）による収入不足を見据え、基金からの繰入れについては、極力抑制し、また、さらなる積み立てを行い、基金残高確保に努めます。

IV 平成 27 年度以降の状況

- ※ 平成 27 年度以降については、最低限の行政目的を達成するための計画となっています。投資的経費に充当する市債については、合併特例債の期間終了に伴い、毎年 10 億円とします。また、新規採用者については退職者と同人数としますが、それ以外の歳入歳出の試算方法としては、平成 26 年度までと同様とします。なお、地方交付税の合併算定替が段階的に終了するために大幅な財源不足が予想されることにより、基金の取り崩しが増額となります。

V 財政健全化計画の進行管理及び対応について

- 1 財政健全化に向けての進捗状況は、人件費の抑制をはじめ、集中改革プランの取り組みなどにより、着実に改善が図られていますが、景気の影響による市税や政権交代による新しい施策の概要、財源措置などが不透明であることから、引き続き情報収集に努め財政の健全化を図ります。
- 2 歳入では、市税については、一部企業の好調さはあるものの、世界的に景気の「二番底」懸念が高まる中、依然として、厳しい状況にあります。また、地方交付税制度の見直し、補助金の一括交付金化など、極めて不透明な収入環境の中、受益者負担の徹底、税外収入金、市有財産の売却などの自主財源の確保に努める必要があります。
- 3 歳出では、全ての事業は、収入が確保されて、はじめて実施できることを念頭におき、単年度の収入で単年度の支出を補うことを基本に、事業の優先度を見定めた財政運営を進めなければなりません。
- 4 毎年度の財政運営にあたり、国県などの特定財源の確保や自主財源の確保に最大限努めたい一方で、なお不足する場合に基金を活用しますが、特に平成 27 年度以降の公債費の増加に伴います収入不足に備えて、出来る限り基金の確保と延命化に努めなければなりません。

- 5 市民が安全で安心して生活できる基盤づくりにむけ、合併特例債を活用して耐震補強事業などを進めていますが、後年度における公債費の増加は確実に、支出に占める割合が大きくなりますことから、事業内容を精査し、事業費の縮減に努めます。
- 6 子育て関連経費や生活保護費などの社会保障関連経費は、毎年増加傾向にあり、今後の財政運営に大きく影響しますことから、医療・福祉制度の改正に注視し、市単独事業の見直しを検討する必要があります。
- 7 今後、国の制度改正や財源の取り扱いなどが大きく変わることが予測されますので、情報収集に努め、財政健全化計画への反映を行わなければなりません。